

福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務について、委託業者選定のため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2 0 2 6 年（令和 8 年） 9 月 1 6 日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

（1）業務名

福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務

（2）業務内容

福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託仕様書のとおり

（3）契約期間

契約締結日から 2 0 3 0 年（令和 1 2 年） 3 月 3 1 日まで

（4）提案見積限度額

放課後児童クラブ名	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)	合計
ア 旭放課後児童クラブ	1, 277 千円	20, 771 千円	20, 891 千円	21, 184 千円	64, 123 千円
イ 本郷放課後児童クラブ	681 千円	12, 489 千円	12, 562 千円	12, 731 千円	38, 463 千円

消費税については、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 6 条及び別表第 1 第 7 号ロの規定に基づき非課税とする。（放課後児童健全育成事業は社会福祉法第 2 条第 3 項に規定される第 2 種社会福祉事業）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （3）この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- （4）福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- （5）国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- （6）福山市暴力排除条例（平成 2 4 年条例第 1 0 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号又は第 3 号の規定に該当しない者であること。

3 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期 日
① 公告	2026年（令和8年）9月16日（水）
② 募集要領等の配付期間	2026年（令和8年）9月16日（水）から 10月13日（火）午後5時15分まで
③ 質問書受付期間	2026年（令和8年）9月16日（水）から 10月5日（月）午後5時15分まで
④ 質問書に対する回答期限	2026年（令和8年）10月7日（水）
⑤ プロポーザル参加申込書の 提出期間	2026年（令和8年）9月16日（水）から 10月13日（火）午後5時15分まで
⑥ 参加資格審査結果通知	2026年（令和8年）10月16日（金）
⑦ 企画提案書及び提案見積書の 提出期間	2026年（令和8年）10月16日（金）から 10月30日（金）午後5時15分まで
⑧ プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）11月6日（金）
⑨ 選定結果の通知	2026年（令和8年）11月13日（金）（予定）

4 募集要領等の配付場所

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎7階）

※ 福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hoikushisetsu/>) からダウンロードできます。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

企画提案書は、福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会において審査し、最も高い評価を受けた企画提案書の提案者を契約の相手方の最優先候補者として選定する。

6 契約の締結について

最優先候補者と選定された事業者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評点を得た事業者（以下順次）と契約に関する協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託業者募集要領」に定めるところによる。